

「とくしまデジタル人材育成講座」運営業務募集要領

1 事業概要

(1) 業務名

「とくしまデジタル人材育成講座」運営業務

(2) 事業の主旨・目的

「誰一人取り残さない『人にやさしいデジタル社会』の実現」に向け、デジタル技術を活用し、徳島県内におけるデジタルデバイドの解消をはじめ、地域の課題を解決できるデジタル人材の育成を図る。

(3) 事業の内容

別紙「業務仕様書」のとおり

(4) 委託予定期間

契約締結日から令和5年2月15日まで

2 見積限度額

5,200千円（税抜）

3 契約の相手方の決定方法及び契約締結

4の参加資格要件に該当する者から企画提案を受け、選定委員会において内容審査を行った上、選考基準の評価の採点において標準点を満たしかつ上位の者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

4 参加資格要件

事業を効果的かつ効率的に実施することができる、県内に本社又は営業所等を有する法人又は個人事業主であり、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始、民事再生法（平成11年）会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更正手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立てをし、又は申し立てがなされている者及びこれらの手続き中である者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

- (5) 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (6) 特定の政治活動や宗教活動を目的とした法人，公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (7) 過去1年以内に国又は地方公共団体と締結した業務委託契約において，契約解除条項に基づく契約解除をされたことのない者であること。

5 公募参加の手続き

(1) 提出書類

- ア 参加申込書及び誓約書（様式第1号）
- イ 法人の場合は，登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
個人の場合は，個人事業開始届の写し
- ウ 提案団体の概要・業務実績（様式第2号）
※既存のパンフレット等でも可
- エ 企画提案書（様式第3号）
- オ 委任状（様式第4号）
※必要に応じて提出すること。
- カ 見積書（任意様式）
※見積書は税抜価格を記入すること。
- キ 参考資料（企画内容を補足する資料等）

(2) 提出期限及び提出方法

令和4年7月29日（金）午後5時（必着）までに，「5（1）」に記載する書類等を正1部，副6部の各7部を持参または書留で郵送すること。

(3) 提出場所及び問合せ先

〒770-0843 徳島市両国本町1丁目14番地2 福助ビル第72 4階
公益財団法人e-とくしま推進財団
とくしまデジタル人材育成プラットフォーム事務局
電 話：088-677-8411
ファクシミリ：088-652-0072
E-mail：information@e-tokushima.or.jp

(4) その他

- ① 提出書類は原則A4判とし，1者1提案とする。
- ② 参加申込書等の作成費用については，選定結果にかかわらず応募者の負担とする。
また，提出された書類については返却しない。

6 委託対象経費

講座の運営に係る各種費用一式

人件費，旅費，通信費，印刷費，消耗品費，資料購入費，ライセンス料等

7 選定方法等

(1) 提出書類の内容について審査をする。プレゼンテーションを実施する。

(2) 受託者を選考するための評価基準

次の項目により評価する。なお、評価基準の配点等に関する質問は受け付けない。

- ・ 講座内容
ICT支援員及びITパスポートの資格取得が可能となる講座内容となっているか。
- ・ 講座の運営について
受講者のフォローを適切に行いながら、正確な進捗管理が期待できるか。
- ・ 企画案の実行性
実行性のある企画、提案となっているか。
- ・ 業務実績
類似業務の実績から、業務を遂行出来る能力を有しているか。
- ・ 経費の妥当性
予算額は事業内容を踏まえたものとなっているか。

8 その他

本事業の実施に当たっては、本事業募集要項、委託契約書、その他別に定める規定等を遵守すること。

9 スケジュール

令和4年7月1日(金)	募集開始, 質疑受付開始
令和4年7月22日(金)	質疑締切(午後5時まで)
令和4年7月29日(金)	参加書類等提出締切(午後5時まで)
令和4年8月上旬(予定)	受託者選定委員会
令和4年8月上旬(予定)	結果通知・契約締結
令和4年9月上旬(予定)	育成講座開始

10 参加辞退

参加申込書及び誓約書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに「5 公募参加の手続き(3) 提出場所及び問合せ先」へ連絡するとともに、応募辞退届(様式第5号)を提出すること。なお、辞退の届出は、持参又は郵便(書留郵便又は配達証明)により提出すること。

1.1 本事業における質疑応答

(1) 質問の受付期間

令和4年7月1日（金）から7月22日（金）まで（午前9時から午後5時まで。
ただし、土・日は除く。）

(2) 質疑の提出方法

質疑は、所定の様式（様式第6号）により行うものとし、「5 公募参加の手続き
(3) 提出場所及び問合せ先」まで電子メールにより送付するものとする。

なお、送付後に必ず電話により着信を確認すること。

(3) 質疑の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や参加申込書提出手続きに関する事項に限るものとする。

(4) 質疑に対する回答

電子メールにより回答する。